

## 第Ⅰ部 地域の文化遺産と歴史

### 淀藩出動と石清水八幡宮の領主権

#### —火災時における対応—

藤本 仁文

#### はじめに

本稿は、山城淀藩が淀周辺地域の火災時に領外へ出動して消防活動を行う任務の具体像を、石清水八幡宮の領主権との関係性に注目しながら明らかにするものである。淀藩の性格・役割に関しては<sup>(1)</sup>、例えば近世前期の藩主永井尚政が、淀藩政のみならず上方支配や西国有事への対応にも深く関わったことがよく知られている。また永井氏以降も、淀城は10万石クラスの名門譜代大名に与えられ、淀を通過する大名の監視等、重要な役割を担っていたことが指摘されている。近年不明な点が多かった京都大名火消制度に関する研究が進展し<sup>(2)</sup>、禁裏炎上という大被害を受けた京都を火災から守るために、宝永6年（1709）に禁裏御所方火消が設立され、山城淀・丹波亀山・大和郡山・近江膳所の譜代4藩がこれを担当するようになったことが明らかとなった。同年以降の淀藩は、藩主在国の年には半年間、藩士・人足が京都の藩邸に詰めて、京都を火災から守るという任務を明治維新まで担うこととなった。本稿は、この研究成果を発展させるため、具体的には以下の二つの課題を明らかにする。

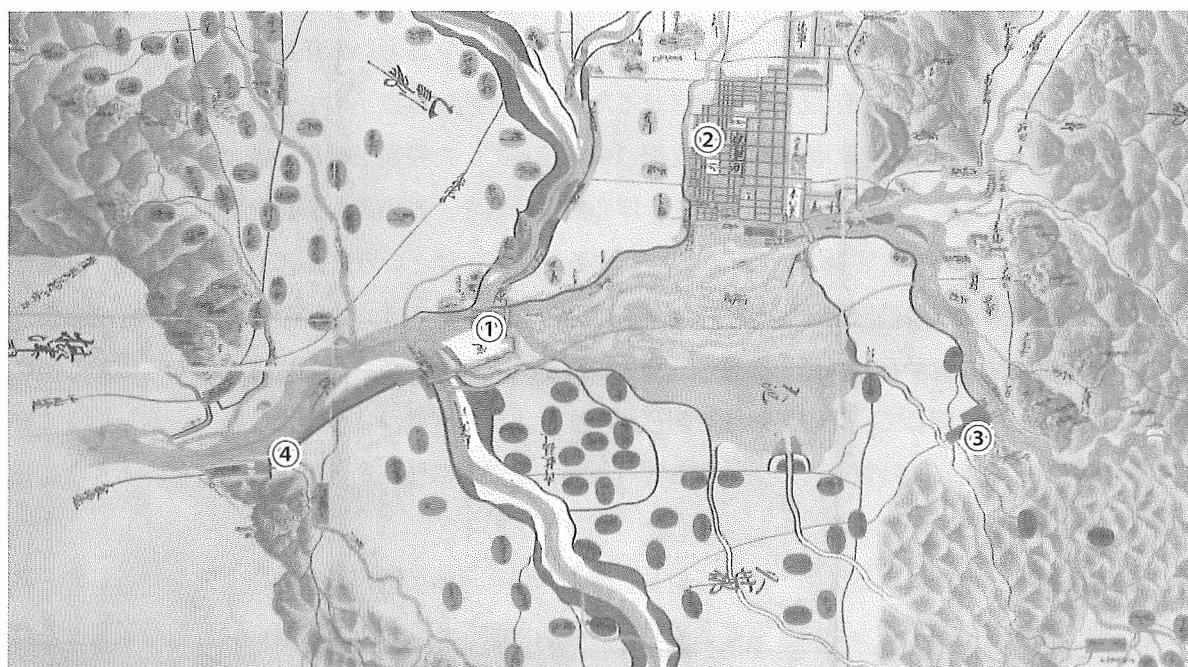
第一の課題は、近世中後期の淀藩が上方支配の中で担っていた役割を明らかにすることである。京都大名火消の他、尼崎・岸和田両藩が大坂を、岸和田藩が堺を、郡山藩が奈良を防衛することを任務としていたことが明らかにされている<sup>(3)</sup>。隣接する位置に伏見という直轄都市がある以上、淀藩が郡山藩らと同様に何らかの任務を担っていても不思議はないであろう。本稿では、淀藩が作成した出動規定を比較検討しながら、京都・伏見・八幡・宇治が火災に見舞われた際に淀城下から出動し消防活動にあたる任務に関して、その具体像を明らかにする。また淀藩がこうした任務・役割を担うことで、当該藩がどのような特質を持つ譜代藩となったか、またこの任務が淀城・城下にどのような特質をもたらしたかを明らかにする。

第二の課題は、淀藩による出動・消防活動と石清水八幡宮領の消防組織との関係性を分析して、八幡宮の領主支配の一端を明らかにすることである。領主が激しく交代しました著しい分散所領をとる当該地域は、領主権が脆弱でさらに個別領主支配だけでなく京都・大坂町奉行所等の広域支配が展開した<sup>(4)</sup>。近年では領主制の再評価に注目が集まり、上記のように譜代藩がその所領を越えて様々な役割を果たす広域支配の担い手として考えられるようになった。一方中小規模の領主は、どのような支配を行っていたかほとんど分かっていない<sup>(5)</sup>。本稿では石清水八幡宮領の消防組織・制度を分析して、領主権力としての八幡宮の役割を明らかにし、これとの関わりで淀藩の出動・消防活動を位置付ける

こととする。

## 1. 石清水八幡宮領の火災と消防

京都大名火消の出動規定では、洛外の火災の場合は洛中境で待機して洛外へは出ないこと、町奉行の指示があった場合は洛外へ出ることを規定している。また四藩の京都留守居の協定でも、どこが火災の場合出動するのか、もしく出動せずに待機するかが問題となっており、京都近郊の村落でも火災が少なくなかったものと考えられる。この点に関しては、『京都市史』が元禄一享保期の各地の風俗や事件を書き留めた『月堂見聞集』を用いて、京都近郊の村落に関する火災に関して若干の分析を行い、「まず火災の件数をみておどろくのは、洛中や鴨東にひらけた市街地にくらべて、郊外の村落や淀・山崎での出火件数がかなり多く、類焼もひろい範囲にわたっている」と記述している<sup>(6)</sup>。また具体的な事例として、享保2年（1717）1月山崎での200軒、竈数400余焼失、同年11月上賀茂での117軒焼失、同年12月伏見六地蔵での60軒焼失等の火災に関して触れている。火災の問題というと、都市を中心にして考えられてきたため、都市近郊・在方での火災や消防という問題を深めた研究は存在しない。淀藩が領外の火災時に出動していく前提を考えるため、淀城下周辺の火災についてまず見ていきたい。

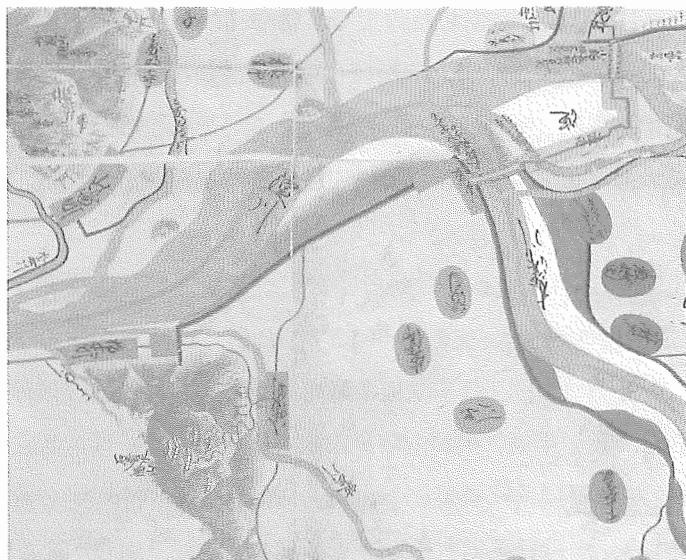


地図1 「山城国水系図」(淀周辺、①淀・②伏見・③宇治・④八幡) (京都府立総合資料館所蔵)

京都では宝永5年（1708）の禁裏炎上、享保15年の「西陣焼け」と呼ばれる大被害をもたらした大火がよく知られているが、宇治でも元禄11年（1698）3月3日に大火が起こっている<sup>(7)</sup>。『月堂見聞集』に書き留められている淀・伏見・宇治・八幡周辺の10軒以上焼失した火災を列挙すると<sup>(8)</sup>、

正徳元年（1711）2月25日「宇治大鳳村百軒余焼失」、同2年正月24日「宇治新田村三百軒余焼失」、同3年（1713）10月8日「鳥羽村十八軒焼失す」、同4年6月27日「伏見六地蔵火事、家数四十軒余焼失」、同6年2月14日「横大路村四十軒余焼亡」、享保2年10月22日「鳥羽の近在とうの森村十軒焼亡」、同年12月3日「伏見六地蔵六十軒余焼失」、同3年正月11日「淀の城下出火、同心足輕屋敷四五十軒程焼失」、同4年2月2日「竹田村十九軒焼失」、同5年正月7日「地震余程強し、一口村三十軒余焼失」、同7年12月朔日「伏見土橋島津薩摩守殿御屋敷之裏の方の町家の角柴屋より出火仕、凡家持一五六軒焼失、但投火之由、聚楽町と云町也」、同月27日「淀一口村廿軒程」、同15年2月18日「竹田村大火、家数三十六軒」、同17年2月27日「竹田村十軒程焼失」、同年3月21日「上鳥羽村十軒余焼失」、同18年6月24日「八幡しみづと申所、百軒程焼失」がある。

焼失家屋数が記述されていなかったり、10軒未満のものも含むとかなりの発生率になるが、被害の状況も30・40軒焼失したり、場合によっては100軒焼失という場合もあったことが分かる。また淀城下の元禄一正徳年間の大小の事件を後世に記述した史料では、「元禄十三辰年三月廿五日、納所町出火焼出し巳の下刻より午下刻迄焼家都合百拾八軒、（中略）右焼家之者共へ主殿頭様より於念佛寺三日之間粥被下候、人数都合四百七十五人」とあり<sup>(9)</sup>、『月堂見聞集』の記述以外にも当然火災があったことが分かり、また領主権力と災害という観点からは、特に淀藩が被害にあった領民の救



地図2 「山城国水系図」（八幡周辺）

濟を行っていることも見逃せないであろう。京都近郊農村、とりわけ人の往来が激しかったと考えられる街道沿いでは、火災の発生率が高く、当該期において火災は必ずしも大都市に限った問題ではないことが分かる。八幡に注目すると、享保18年の八幡志水町の100軒焼失という被害以外でも、同8年4月26日「八幡山梅坊之柴小屋より出火、中坊の土蔵へ火入、無程火静り候」、同月28日「夜五ツ時八幡山中坊より出火、南坊宝藏院類焼、凡火元ともに三坊焼失」とあり、八幡宮自体でも火災が起こっている<sup>(10)</sup>。

これだけの被害を受けながら、領主も領民も全く対応策を探らなかったとは考えがたく、以下では史料的制約が大きく不明な点も多いが、石清水八幡宮領の消防の様相を見ていきたい。

まず簡単に石清水八幡宮領に関して述べておく<sup>(11)</sup>。石清水八幡宮の朱印地は山城綴喜郡内にあり、その朱印高は18世紀中期成立の「八幡宮筆記」によると6915石であった。この領地は、「八幡八郷」と呼ばれ、「内四郷」の科手・常磐・山路・金振郷合計25町2村、「外四郷」の美豆・際目・生津・川口村4カ村で構成されていた。この八幡八郷は男山の麓にあたり「山下」と称し、対して男山の

八幡宮・坊等は「山上」と称した。なお、北側には淀川が、東側には木津川が流れ、木津川のそばの美豆村と淀には橋が架かっており「大橋」と呼ばれていた。

『八幡市誌』では、「町場の常として、しばしば火災が発生した。今、江戸中期の橋本町に限ってこれを見てみると、宝永5年（1708）、享保12年（1727）、同15（1730）と再三にわたっている。こうした火災や、後に見るように八幡神領をしばしば襲った水害に対する防災のための負担、道路や堤防補修の他、放生会・臨時祭・正仮遷宮等の前後における課役等が、八幡神領に居住する神人・百姓・町人等の主たる負担であったといえる」<sup>(12)</sup>と記述し、八幡にとって火災が問題であったことを簡単にではあるが触れている。次の【史料1】は、嘉永元年（1848）に石清水宮工司長濱尚次が記した全15巻からなる「男山考古録」の第6巻の楠に関する一節である。

【史料1】<sup>(13)</sup>

古図に、四方に居垣を結廻して当樹も影向の楠と記せり、一書曰、根より五尺許上りて其周囲六丈と有、古経蔵・子守社も此樹の傍て建てり、惜むへし、近く寛保二年戊午正月十五日夜亥刻焼火、翌十六日朝卯刻に至て火漸く止、高拾間余、根株三分の一残れり、祠官僧侶神人土俗馳参て、御本宮已下近き傍の家根に上りて火を防ぐ、尚次祖父政次、配下職人榎之者を指揮して、火の移れる所を登り伐しめて、東門にも移らすして消し止む

二次史料ではあるが、寛保2年（1742）正月15日に発生した火災で、傍線部から「祠官僧侶神人土俗」が集まって消火活動を行ったこと、尚次の祖政次が職人を指揮して消防活動を行ったことが分かる。以下では、八幡宮を中心に消防に関する制度と呼びうるものがあったことを社士の日記から確認しておきたい。諸般の事情により名前を出すことはできないが、19世紀前期から明治元年（1868）まで40冊にも及ぶ史料群である<sup>(14)</sup>。

日記では火災が発生した日に以下のように記述されている場合が多い。文政7年（1824）5月7日「夜橋本金川藤屋仁兵衛出火、出役致候処半焼ニ消火」、文政8年12月12日「戸津村出火、予も出役、民家廿一軒焼亡」、天保3年（1832）正月15日「夜子之刻山路町民家手過有之、出役候得共消火ニ付引役候事」、天保3年閏11月29日「夜子半刻、奥垣内宇野田故お霜居宅焼亡、類焼無之、社務始出役」、天保9年4月26日「橋本中之町伊勢屋裏座敷焼亡、出役」、弘化4（1847）年2月28日「夜戌下刻常盤町出火拾九軒焼亡、（中略）、出役丑下刻引役」等である。「出役」「引役」と記述され、役負担として出動し消火活動に参加しているものと考えられる。ただし、文政4年5月7日「的場出火」、同4年11月29日「奥垣内戌亥角同町吉右エ門借家ニ而宇助と申者火出し、東隣儀兵衛と弐軒焼亡」、同年5月7日「的場出火」、天保3年10月4日「戸津村火事、七軒焼失」とのみ記述する場合もある。奥垣内・戸津村は一度出動していることが確認できるため何も記述がない理由は不明である。

上記のような記述から、断片的ながらも火災時に役負担として領内各地へ出動していたことものと考えられる。これに関連するが、八幡宮の組織全体として消防活動を行っていたことを示す記述もある。天保2年7月15日「朝六ッ時過神原町沢甚六右出火、神元又左衛門・沢ノ五兵衛沢後家壹軒弐

軒者丸焼、又左衛門・五兵衛者二階上斗焼ル、神領一統出役五ッ時過消火」、天保 11 年 3 月 16 日「大西坊裏山焼有之、一統出役即刻鎮火」と記述している。「神領一統出役」「一統出役」というのは、おそらく【史料 1】で見たように神人・領民らが大規模に出動してくる場合であると考えられる。石清水八幡宮の出火、および山下であっても八幡宮に延焼してしまう可能性がある出火の場合は、右のように「一統出役」という形で出動するものと考えられる。

また淀城下が火災の場合の対応も興味深い。弘化 2 年 4 月 9 日「未刻淀木津長屋出火大鼓打来、孰も美豆迄出役大橋詰ニ扣居鎮火畢、引役、全体間違ニ而大鼓打來事哉社務當役共出役」、安政 3 年（1856）6 月 7 日「淀木津長屋雷火ニ而七軒焼亡、神領太鼓叩候故出役」とあり、太鼓が打たれて出動するものの、大橋を渡ることはなく橋の手前で控えている。おそらく八幡領に延焼しないようすること、また淀から要請があった場合に消防に参加することが目的であったと考えられる。これに関しては、例えば京都の妙法院の消防組織は、享保 9 年 5 月 10 日の火災時に出動するものの境内境で待機し<sup>(15)</sup>、「建仁寺無人故加勢被成被下候様依頼、御境内境ニ相控候人数不残罷越、早速鎮火」という対応を探っている。安国良一氏が指摘しているが、その理由は、妙法院とその境内門前に延焼しないようにすることを優先すること、またこの時要請を受けて加勢しているが、建仁寺の境内門前で破壊消防をする指揮権は建仁寺にあり、妙法院にはないことが背景にあったためである。八幡宮と淀も同じ関係にあると考えられる。

以上の記述から、石清水八幡宮を中心に、神人・領民らによる消防が組織・制度としてあったものと考えられる。日記には断片的ながら、この消防制度に関する改訂が何度か行われたことを示唆する記述もある。文化 15 年（1818）4 月 4 日条には社士たちが消防に関して相談している記述がある。そこでは文化年間に「出火之節人足町々火元江早速可出、并ニ井戸有之候家ハ其家之表ニ井之字を認候而表ニ出可置旨、明和年中觸之通取斗候様可致との觸有之候ニ付」と明和年間に出された消防に関する触書が再度確認されたことが記述されている。さらに「当時改、人足壱人ツヽ出火之節社士中出し候様、明和之頃之例ニまかせ人足取候様ニ被成度候者被仰合」と火消制度の改定が幾度か問題となっていたことが記述されている。また「明和之頃之例ニまかせ」とあるように、ここでも明和年間に先例を求めている。その後天保 11 年 7 月朔日条にも同様の記述がある。そこでは「近来火事之節町人足甚不都合之儀共多分有之候ニ付、此度社士家重出入之者壱人ツヽ町役之火役相除キ其主人方へ早速駆付候様申付候間、若不參候ハヽ其旨御申聞可被成候」と記述されており、はっきりとした背景は分からないものの、社士に賦課される役負担と町役として賦課される役負担の兼ね合いや関係が問題となっていることが窺える。

なおすでに触れた明和年間にてであるが、社士の残した文書群の中に八幡宮領の様々な事象を書き留めた手控があり、「明和乙酉年日記ニ出水出火」と記述している部分がある<sup>(16)</sup>。ここでは「出火之節町々村々人足割合并道具等定」として、志水町 68 人、神原町 36 人、美豆村 23 人、戸津村 4 人等と八幡宮領の町・村が負担すべき人足や梯子・水ため・つるべなど準備すべき道具の種類・数を書き上げ、「右之趣申渡、出火之節人別無油断相防相勵、隨分出精可申候」と命じている。なお末

尾にも「酉六月」とあり、明和2年（1765）6月に決められたものと考えられる。明和年間が八幡宮領の消防制度にとって重要な画期であることは疑いがないであろう。不明な点が非常に多いものの、幕府直轄都市や各藩の城下町に見られるのと同様な消防が制度として存在したといえる。神人組織・町・村それが持つ防火・消火の機能の積み上げが八幡宮全体の防火・消火に直結する時代ではなくなり、領主である八幡宮が編成する形で消防組織・制度を設立させねばならなかつたものと考えられる。また「出火」だけでなく、「出水」に関しても同時に規定を作成していることから、負担の量や危機管理としてのあり方から両者は分かちがたく結びついたもので、両者の相互関連性は当該期の八幡宮の領主支配の問題として非常に重要な意味を持っていたと考えられ、今後の課題としておきたい。

## 2. 淀藩による出動

本章では、前章で明らかにした八幡宮領独自の消防組織の存在に留意しつつ、淀藩による八幡・伏見・宇治への出動の具体的な様相を見ていきたい。

【史料2】<sup>(17)</sup>

一、他所火事節町人足差出候得は京都宇治江御供仕候得は御扶持被下候、道中より帰り申候へは  
式合半被下候、伏見八幡へ式合半つゝ半途より帰り候へは式合半つゝ被下候、此儀元禄十三庚辰六月廿六日に被仰付候

【史料2】は、後世に書き留めた史料であるため、そのまま信用することはできないものの、ここでは元禄13年（1700）6月に、京都・伏見・八幡・宇治に出動した場合の手当について命じられた事が記述されている。本章では、【史料2】で述べられている淀藩の京都・伏見・八幡・宇治への出動について、他の史料で補いながら、その具体的な様相を見ていく。

まずは、京都について述べておく。宝永6年（1709）、御所の消防を担当する禁裏御所方火消が設立され、淀藩の場合は、藩主在国年の半年間、騎馬8騎、足軽50人を、そしてこれに応じた人数の中間をそれぞれ京都屋敷に常駐させることを申しつけられた。中間を加えると約300人程度の火消部隊であり、藩士だけでなく、淀藩領から集められた人足たちが、京都藩邸に詰めて、明治維新を迎えるまで京都の消防を担当した。

淀藩士渡辺家には寛政元年（1789）閏6月に京都大名火消を勤めた際に書き残した「京都詰日記」があるが<sup>(18)</sup>、6月晦日に京都藩邸へ出発した際に「一、先頃之出水、鳥羽海道往來難成候ニ付、伏見海道罷越候事」、また7月朔日に淀へ帰る際に「一、今曉卯之刻前、御玄関江相揃御番頭被出候上、無程繰出候事、鳥羽海道引取候也」とある。このことから、淀藩は基本的には鳥羽街道を使って京都へ向かうが、水害の状況次第で伏見街道を使っていたことが分かる。

また淀藩らは、当番・非番にかかわらず、京都が大火となった場合は、各城下から出動することを義務付けられた。淀藩の場合、一番出は騎馬10騎、惣人数204人、二番出は騎馬7騎、惣人数

180人、藩主出馬の際は騎馬11騎、惣人数303人であり、合計すると騎馬28騎、惣人数687人が淀城下から出動することになっており、淀川に架かっている小橋を渡って鳥羽街道を北上して京都へ向かったものと考えられる。

引き続き、伏見・宇治・八幡への出動に関して、各地へ出動する規定の違いに注意しながら、その様相を見ていく。使用する史料は、享保8年（1723）下総佐倉から淀へと国替となった稻葉氏が、淀入封にあたって作成した文書である。

【史料3】<sup>(19)</sup>

一、京都之外火災二人数出入心掛之場

八幡 大火之節  
伏見

宇治ハ御茶壺御逗留之内計

八幡・伏見は大火の時、宇治は將軍献上用の御茶壺逗留の時と限定があり、火災規模や時期によつては出動をしないことが分かる。まず同じ扱いを受ける八幡・伏見への出動を見ていきたい。

【史料4】<sup>(20)</sup>

一、伏見大火之節京都火消一番出之人數差越、并八幡山上社危程之火事ニハ人數差越候事

附、大橋向八幡領火事之節、人數遣相防候義茂有之候

【史料5】<sup>(21)</sup>

一、伏見・八幡山上・宇治御茶壺逗留之内出火之節者、先人數斗遣候、(A) 大橋向八幡領火事之節茂、人數遣相防候事、但、山崎辺江者不遣候事

（付紙）

「(B) 八幡出火之儀、山下ニ而茂公儀御修復所之分者人數指出可申旨、御所司代土岐丹後守様指図之事、但、右之趣寛保二壬戌年五月丹後守様御在府ニ付、此方御留守居之者被召呼御書付御渡被成候事」

【史料4】【史料5】から、山上の石清水八幡宮に一番の重点が置かれていることが分かる。また【史料5】傍線部Bは、山下であっても「公儀御修復所之分」に関しては出動することとしている。消防の対象は領主階級に関わることに限られていたと理解でき、この点に大名火消の特徴がよく表れているといえる。このため大火の時か、八幡宮に被害が及ぶ時以外、淀藩は出動しない。また山下には基本的に出ないものの、【史料4】傍線部・【史料5】傍線部Aからは、大橋向の八幡領、つまり淀藩領に隣接する所の火災には出動することになっている。短い条文なので、意図する所は不明だが、八幡領であっても淀藩領への延焼を防ぐために出動する、という意味が背後にあるかと考えられる。これは前章で八幡宮の社士らが淀城下の火災時に大橋手前で控えて渡らなかったことと視点を逆にすれば同じことである。相手側からの要請があれば別であるが、淀藩に関しても八幡宮や妙法院と同様に、所領ごとに存在する消防制度を超えて消防活動をすることはのが原則であるといえる。

現段階において、淀藩が石清水八幡宮に実際に出動したのは一事例確認できている。【史料1】で

寛延2年（1749）正月15日夜に石清水八幡宮に火災が起ったことを見たが、この時京都所司代の配下や京都町奉行所与力・同心だけでなく、「同夜淀城主稻葉丹後守藩士、火消輩多勢群参」と記述され、淀藩の藩士らが消防活動をしたことが書き留められている。

次に伏見に関してであるが、【史料4】からは、京都火消の一番手が出動することとなっている。鳥羽街道が無理な場合は、伏見街道を通って京都へ向かうことはすでに触れたが、淀藩にとっては、地理的に言って両者は重複するものであったといえる。

#### 【史料6】<sup>(22)</sup>

一、伏見出火之節人数遣候儀、近所故加勢迄ニ遣候付、何方江茂御届不申候、八幡山上出火之節御届前格無之候、御宮無別状段、御所司代江以使者御届心得ニ而罷在候事

伏見は八幡と同じく大火の際に出動するのみであり、また出動部隊は京都火消と重複することは述べた。その背後には【史料6】傍線部のように「近所故加勢迄ニ付」という理解があったものと考えられ、京都のように必ずしも任務である、という理解ではなかったと考えられる。これは伏見奉行所が一万石の大名が任命される軍事的役割の強い役職であり<sup>(23)</sup>、火災への対応は伏見奉行所の専権事項であり、淀藩は深く関与するということがなかったのであろう。伏見は奉行所・町人たちで対応するのを原則としており、大火を除いて外から大名火消を入れないのである。なお宇治に関しては、「一、宇治御茶壺御逗留之内彼地出火之節、物頭二騎足輕五拾人程差越相防候事」<sup>(24)</sup>とあり、伏見よりさらに関係が薄く、期間限定で出動することになる。

最後に大坂との関係を見ておきたい。「一、大坂大火之節ハ、御城代・御城番・同所町御奉行・半年代リ御目付但大坂ニ被江以使者申達候事成御座候節」、「一、大坂表大火之節、御城代・御定番・町御奉行・大坂ニ被成御座候御目付江使者遣候事」と記述され<sup>(25)</sup>、大火に際して大坂城代らに使者を派遣する程度である。大塩の乱でも出動した形跡はなく、淀藩の京都等との関わりに注意しながら、何故出動しないかと含めて今後の課題としたい。

以上、淀藩による八幡・伏見・宇治への出動の具体的様相を、藩の規定から述べてきた。それぞれの違いや淀藩との関わりを踏まえ、大名火消の特徴や八幡宮の領主権との関係性についてまとめておきたい。一点目は大名火消の特徴であるが、宇治へは將軍献上の御茶壺が逗留中の出火のみに出動すること、また八幡は山上が火災の場合は出動し、山下は防衛対象外であること、ただし幕府が修復した箇所だけは出動すること等から、領主階級中心の消防であることである。近世の大名火消の特徴がよく表れており、都市についていえば、都市内部に集まっている重要拠点を防衛しているのであって、町人たちを火災の被害から守っているわけではないと同じ関係がいえるのである。

この大名火消の性格とも関連するが、八幡宮領で発生する火災は、領主である八幡宮とその領民が対応することが原則であり、隣接していても淀藩は基本的に関与しない。これは伏見も同じである。伏見奉行所・石清水八幡宮の消防指揮権がまず前提としてあり、淀藩の出動・消防活動はこれを侵害することはないというのが原則であったと考えられる。淀藩は自己の所領に延焼する可能性がない限り、この原則を放棄してまで他領の領民のために消防活動をする必要もなく、また八幡宮の領主権に

規定されてそもそもできなかつたのである。一方、都市内の寺社に関しては、その境内門前で火災が発生した場合、所司代・町奉行・大名火消と寺社側の消防組織が消火活動をめぐって衝突を繰り返しており、都市内に存在する寺社の境内門前は、寺社にとっては自力で防衛すべき領域であると同時に、幕府・大名火消にとっては防衛すべき都市空間の一部であったという違いが出てくる<sup>(26)</sup>。複数の消防組織が入り乱れて消防指揮権が交錯する江戸・京都などでは火事場での衝突が絶えなかつたが、八幡宮と領内、伏見奉行所と伏見、という枠組みでほぼ完結し、淀藩はあくまで加勢という形をとる当該地域では江戸・京都で見られるような消防をめぐる問題が起こる可能性は低かったのである。

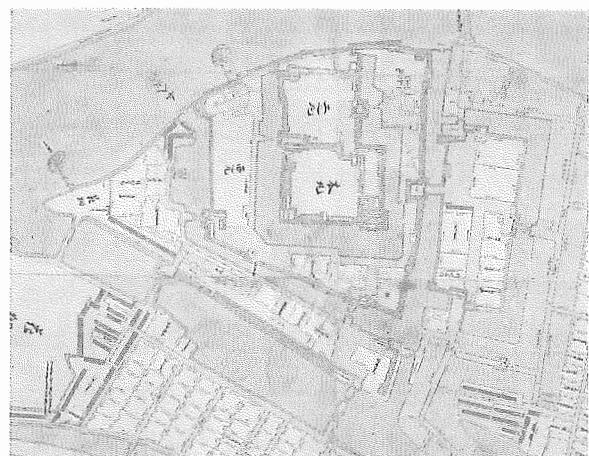
### 3. 出動の任務と淀城下

二章にわたって、元禄期以降、淀藩が任務の重要性に濃淡はあるものの、京都・八幡・伏見・宇治に出動することを見てきた。最後にこの任務が、淀藩や淀城・城下にどのような性格や特質をもたらしたか考えてみたい。

まず淀藩の上方譜代藩としての性格を他藩と比較しながらまとめておく。伏見と淀藩の関係は、幕府直轄都市と譜代藩という観点から、奈良と郡山藩の関係とは大きく異なる。郡山藩は、享保9年（1724）に柳澤吉里が甲府から郡山へ国替となつた際に、「於南都自然人数等可入節者、從彼地奉行其方江可相達候間、前々郡山城主之通被心得可被 相談候」という奈良の軍事的防衛を命じる老中連署奉書が出され、さらに奈良奉行交代のたびに類似の老中連署奉書が出された。また郡山藩は京都への出動部隊とは別に、奈良への出動部隊を編成しており、軍事的機能・性格の薄い奈良奉行所の防衛を実質的に担つてゐるといえる。一方淀藩に関しては、元禄9年（1696）に一旦廃止され同15年に復活した伏見奉行所の性格に規定されて、郡山藩ほど幕府直轄都市と深く結びついたわけではなかつたのである。

郡山藩に類似するのが、大津の火消を担当した膳所藩であり、同藩は軍事的性格の薄い大津代官所を守る、という他藩では代行できない重要な任務を担つてゐる<sup>(27)</sup>。このような任務を持ち奈良・大津との深い関わりがあつたためと考えられるが、郡山・膳所両藩主は一度も定府が必要な役職に就くことはなかつた。一方、延享4年（1747）の寺社奉行就任以降、淀藩主は京都大名火消を免除されれば、寺社奉行・老中等の定府が必要な役職に就任することになる<sup>(28)</sup>。元禄期以降の淀藩主は上方支配にも一定程度関与したが、場合によつてはその免除を受けて、幕府官僚制機構の扱い手となつたといえる。これは丹波亀山藩も同様である。

所領周辺地域との関わりの違いによって、元禄一



地図3 「淀城下之図」(京都府立総合資料館所蔵)

享保期以降、当該地域の譜代藩は異なる性格・特徴を持つようになったと考えられる。

次に淀城・城下に即して、この出動の任務を見ていきたい。【史料7】は淀から京都へ出動する際の規定、【史料8】は稻葉氏が淀入封に際して作成した文書である<sup>(29)</sup>。

#### 【史料7】

##### 覚

一、京都御火消御月番、京ニ火事有之、大火  
ニ成候者、淀ニ罷在京詰持切御番頭、其外  
物頭・諸士・御足輕・町役ニ而罷出候人足  
等、相図之鐘撞候者、定之場所江早速相揃  
駆着可申事

#### 【史料8】

一、御城中時之鐘并太鼓御座候哉、但御城附  
ニ而有之哉之事

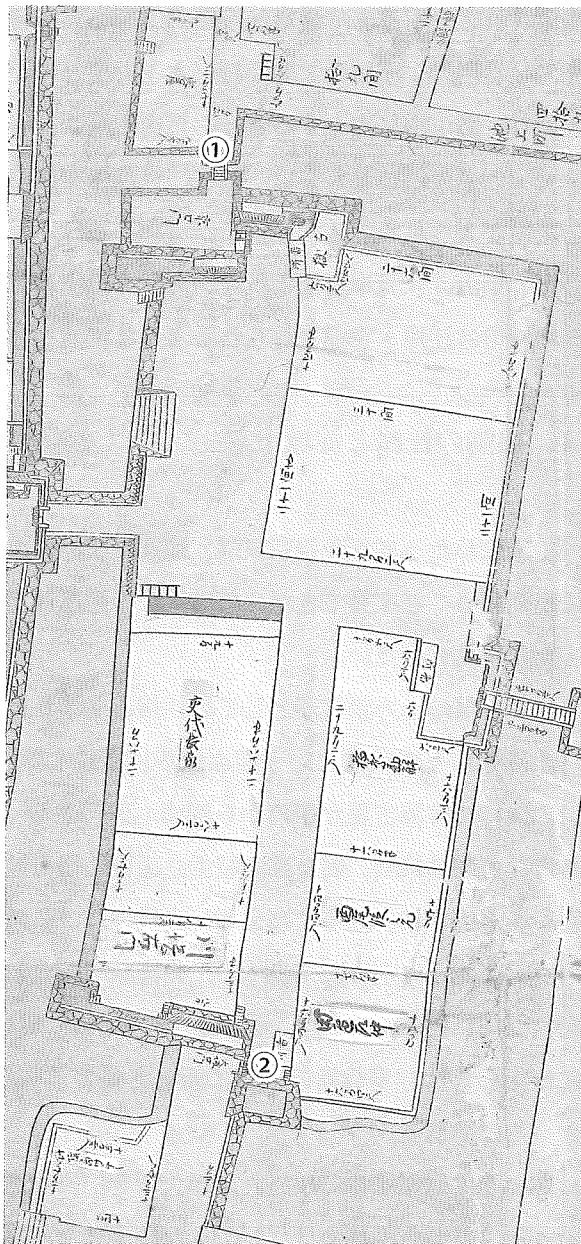
答 太鼓櫓ニ鐘・太鼓有之候、直付可仕  
候、京都火事之節ハ鐘打せ申候、常ハ時  
之太鼓為打申候、城下出火之節ハ鐘・太  
鼓打交せニいたし候

【史料7】傍線部では、京都大火の報告が届き次第合図の鐘が撞かれ、藩士や町人足が所定の場所に集まるように定めている。これに関連するが、【史料8】傍線部から、京都火災の報告を受けた場合は、淀城の太鼓櫓の鐘が打たれることが分かる。

また【史料9】は淀藩士渡辺家に残された火消マニュアルの一節である。

#### 【史料9】<sup>(30)</sup>

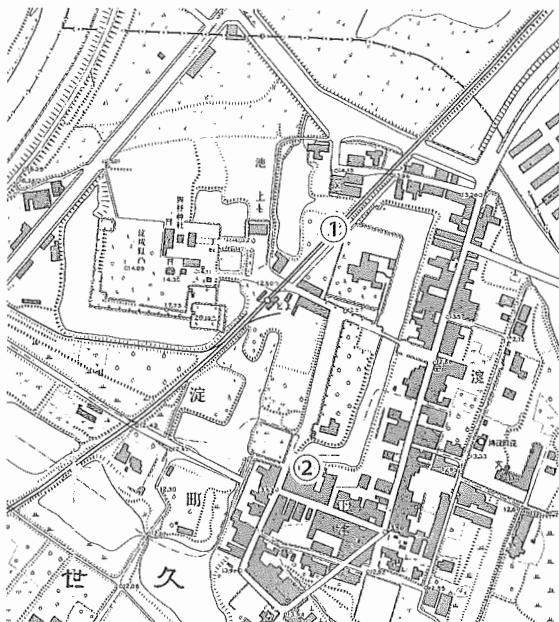
一、出火之節、すべて寄場へ駆着候事也  
淀出火之節ハ 三鉄御門へ出ル  
京都出火之節ハ 京口へ出ル  
八幡出火之節ハ 大坂口へ出ル  
伏見・宇治出火之節ハ 京口へ出ル



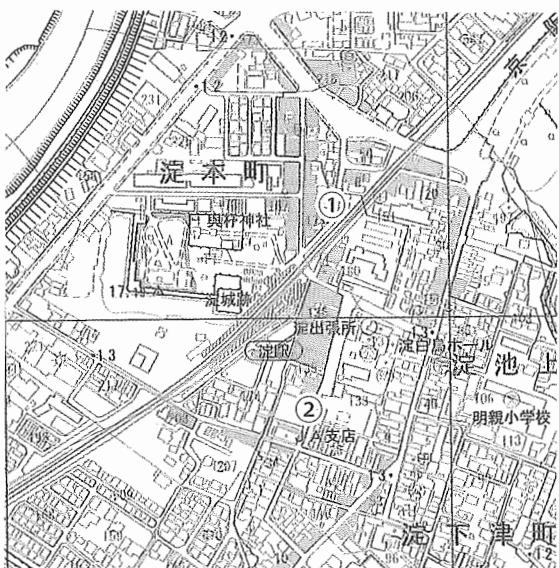
地図4 「淀城下之図」(大坂口、京口周辺)



写真1 現在の大坂口周辺（北から南を撮影）



地図5 都市計画京都地方委員会「京都三千分一地図」59「淀」(大正11年測量図・昭和10年修正・同11年発行京都府立総合資料館所蔵)



地図6 国土地理院発行「一万分一地形図 淀」(平成15年部分修正・同17年発行)



写真2 現在の丸の内周辺(北から南を撮影)

右之通也、火装束にて出ル

【史料9】からは、京都・伏見・宇治が火災の際は京口（地図4～6の①）に、八幡が火災の際は大坂口（地図4～6の②）に、火消装束を着た藩士たちが集まるようになっていたことが分かる。これに関しては、他の史料でも「一、人数京口門内ニ而揃候事」<sup>(31)</sup>とあるため、「京口門」と呼ばれる門があり、この門に集まって淀城を出発し、京都・伏見・宇治へ出動したことが分かる。景觀が大きく変わってしまい、分からなくなってしまっている部分も少なくないが、記録の意味も兼ねて現段階で分かる範囲で、この京口門・大坂口門の機能に関して深めておきたい。

【写真1】は現在の大坂口周辺を北から南に向って撮影したものである。石垣・堀が残っていないため、ほとんど面影はないが、幅の広い道路から急に細い道路に変わる場所に当時は大坂口門があった。郡山藩の場合は出動する城門のすぐそばの広場で隊列を組んで京都や奈良に出動しており、淀藩も郡山藩と同様に、太鼓櫓の太鼓や鐘が打たれると城下から藩士や町人たちが集まり、隊列を組んでこの大坂口門を出て石清水八幡宮に向かったものと考えられる。江戸時代の絵図と、昭和11年（1936）の地形図、現在の地形図を比較してみると確かにその名残を残しているといえる。なお、大坂口門北側の広い道路で隊列を組んだと考えられることはすでに述べたが、この周辺は現在でも地元住民から「丸の内」と呼ばれている（写真2）。

京口門に関しても、昭和11年の地形図では堀が残っているため門の位置がわかる。現在の地形図では堀もなく、門跡の南側にも道ができているため、一見するとほとんど分らないものの、こちらも僅かではあるが名残を残しているといえるだろう（写真3）。この京口門・大坂口門は、平常は番人2人・

下番 1人が守衛し、幕・弓・鉄砲・長柄が常備されていた<sup>(31)</sup>。

淀藩が京都等に出動する任務を担っていたために、京口門には他の門とは異なる特徴があったことを示す興味深い史料があるので、最後に紹介しておきたい。

【史料 10】<sup>(32)</sup>

一、京口御門脇之御櫓 壱ヶ所

(A) 右之御櫓ニ御上洛之御成道具之有入由、宝永四亥年十月大地震之節此御櫓破損、翌子四月御修復出来、石川主殿頭様町奉行・作事奉行・木村源之助殿手代立会御道具相改如元納之、木村源之助殿印判之封シ付置候由、去卯年入替之節右御櫓封之併ニ而請取其以後封切り不申候、今度も右封之併ニ而引渡可申候事

(付紙)

「京口御門御櫓ニ有之候木村宗右衛門殿封印御道具之儀、手代本間軍之進江相尋申候処左之通申聞候

右御道具者権現様大坂御陣中江為御持被遊候御茶御道具ニテ、御帰陣被遊候節宗右衛門先祖江御預被遊、納所町宗右衛門屋鋪之内土蔵ニ入置申候処ニ、右土蔵取扱候已後京口御門御櫓江相移候由承伝候、宗右衛門儀右御道具拝見仕候儀御伺申上候、拾七年已前寅六月松平左近将監様御役人江申達之、(B) 其節左近将監様御在府ニ付、於御客屋御道具拝見仕候上御櫓江入宗右衛門封印仕候、御釜・御茶碗之類品々御道具帳面ニ有之儀存罷在候、且又納所町之屋鋪より京口御門御櫓江相移候訳年号等聴与覺不申候由、軍之進申聞候 (後略)

傍線部 A から、京口門脇の櫓には、藩主自身が出馬する際に必要な道具が備えてあったことが分かる。これが宝永 4 年 (1707) の地震で壊れたため修復し、淀藩町奉行・作事奉行と幕府役人木村が立ち会いの上、櫓に封印したとある。また傍線部 B には松平乗邑が淀藩主の時代 (享保 2 年～同 8 年)、配下の役人が「御客屋」で家康が大坂の陣中に持っていた茶道具を見た上で、木村宗右衛門がこの櫓に封印したとある。なお、この「客屋」に関しては、「一、客屋 壱ヶ所 京口御門外、小橋詰ニ有之候、右者常御客并他所より之使者此所ニ而取次饗応いたし候」<sup>(34)</sup> とあることから、他所からの客を饗応する淀藩の迎賓館としての役割を持つ施設であることが確認できる。絵図中にも、京口門の北側の小橋を渡った西側に描かれている。この周辺は、京都と淀を結ぶ重要な機能が集まった場所であったといえるだろう。



写真 3 現在の京口周辺（南から北を撮影）

## おわりに

本稿では、淀藩が京都・伏見・八幡・宇治の火災時に各地へ出動する際の規定を中心に分析して当該藩の役割を明らかにした。最後に本稿で明らかにしたことをまとめ、今後の課題を述べて結びとしたい。

第一に、石清水八幡宮という近世の寺社の中でも大きな領主を取り上げたため、例外になる可能性も高いが、火災を事例に 18 世紀に領主権力として対応していく様相を明らかにした。なお領主権という観点から、八幡宮の裁判権に関して『八幡市誌』に興味深い記述がある<sup>(35)</sup>。文政 5 年（1822）八幡宮社務家が牢屋を志水町新善法寺門前の同家地内に建てようとし、これに社士が抵抗し京都町奉行所に出訴することになる。この動きは、さらに同 12 年から始まる社務家一統も不正に対する訴えへと問題が発展していくことになる。石清水八幡宮規模の領主支配は不明な点が少なくないが、これらの動きを 19 世紀や幕末期に突然現れたものではなく、本稿で明らかにした点と連関させて長期にわたる領主支配の展開とその矛盾の帰結と考えていく必要があるだろう。

第二に、石清水八幡宮の領主権に留意しながら、淀藩の出動・消防活動の具体像を明らかにした。淀藩の役割は、大火の時や八幡宮に被害が及ぶ場合のみでかなり限定されたものであり、これは直轄都市の伏見も同じである。奉行所支配・領主支配が前提としてあるため、淀藩はあくまで加勢・援助の位置付けであった。この結果、奈良・大津と深い関わりを持った郡山・膳所藩主とは異なり、淀藩主は京都大名火消を免除されて、寺社奉行等の幕閣に就任することとなったと考えられる。伏見奉行所廃止・復活や京都大名火消成立・制度改変が繰り返された元禄一享保期という時代が近世上方全体の歴史を考えていく上で非常に重要であると考えられ、その歴史的評価が必要といえるだろう。

### 【注】

- (1) 『久御山町史』第 1 卷（久御山町史編さん委員会、1986）450～468 頁等参照。
- (2) 拙稿「近世京都大名火消の基礎的考察」（『史林』88-2、2005）。本稿における京都大名火消に関する記述は、特に記述しない限り本論文に拠る。
- (3) 岩城卓二『近世畿内・近国支配の構造』（柏書房、2006）、拙稿「近世中後期上方における譜代大名の軍事的役割—郡山藩を事例に—」（『日本史研究』534、2007）。本稿における郡山藩による奈良への出動に関する記述は、特に記述しない限り本論文に拠る。
- (4) 安岡重明『日本封建経済政策史論—経済統制と幕藩体制—』（大阪大学経済学部社会経済研究室、1959）。
- (5) 旗本領に関しては、熊谷光子氏の研究成果がある（「大坂町奉行所への諸届と「村々」」（『日本史研究』421、1997）、「畿内・近国の旗本知行所と在地代官」（『日本史研究』428、1998））。
- (6) 『京都市史』第 6 卷（京都市史編纂所、1979）59・60 頁。
- (7) 同前 60～63 頁、『宇治市史』（宇治市役所、1981）313～322 頁。

- (8) 『月堂見聞集』(『続日本隨筆大成』別巻近世風俗見聞集2—4) 上巻 131・149・233・293頁、中巻 8・68・74・81・128・164・237頁、下巻 112・203・204・235・288頁。
- (9) 『日本都市生活史料集成四』城下町篇II(学習研究社、1976) 384頁。
- (10) 『月堂見聞集』中巻 270頁。
- (11) 『八幡市誌』第2巻(八幡市誌編纂委員協議会、1980)、竹中友里代「近世石清水八幡宮の石高—新史料「八幡宮筆記」を中心に—」(『京都府立総合資料館紀要』36、2008)等参照。
- (12) 『八幡市誌』第2巻 205・206頁。
- (13) 『石清水八幡宮史料叢書』一(石清水八幡宮社務所、1960) 211頁。
- (14) 八幡市教育委員会作成の翻刻史料を利用した。
- (15) 安国良一「京都天明大火序説」(『日本史研究』412、1996)、『妙法院日次記』第5巻(続群書類從完成会、1988) 251頁。
- (16) 「谷村家文書」整理番号157。八幡市教育委員会作成の翻刻史料を利用した。
- (17) 『日本都市生活史料集成四』城下町篇II 384頁。
- (18) 「渡辺(美)家文書」(京都市歴史資料館架蔵フィルム)。
- (19) 『淀領引継文書集』(淀温故会、1990) 85頁。
- (20) 同前 108頁。
- (21) 同前 118頁。
- (22) 同前。
- (23) 村田路人「元禄期における伏見・堺両奉行の一時廃止と幕府の遠国奉行政策」(『大阪大学大学院文学研究科紀要』43、2003)。
- (24) 『淀領引継文書集』108頁。
- (25) 同前 108・118頁。
- (26) 拙稿「元禄一享保期三都における消防制度設立」(『ヒストリア』209、2008)。
- (27) 別稿を予定している。
- (28) 『寛政重修諸家譜』稻葉正益、「附記」(柳沢文庫所蔵)天明7年6月24日条。
- (29) 「淀藩京都火消番記録」(京都大学文学部図書室所蔵謄写本)、『淀領引継文書集』11頁。
- (30) 「御在城中勤方并年始披露勤書」(「渡辺家文書」(京都市歴史資料館架蔵フィルム))。
- (31) 『淀領引継文書集』118頁。
- (32) 同前 99・100頁。
- (33) 同前 104頁。
- (34) 同前 103頁。
- (35) 『八幡市誌』第7章第3節。

表紙の解説

|          |       |
|----------|-------|
|          | 1 2 3 |
| 5<br>(裏) | 4     |
|          | (表)   |

- 1 聞き取り調査の様子
- 2 善法律寺と紅葉（提供：善法律寺）
- 3 石造物調査の様子
- 4 安居橋と桜（撮影：中井正寛氏）
- 5 中ノ山墓地 十三仏の阿弥陀像（撮影：中井正寛氏）



京都府立大学文化遺産叢書 第4集

## 八幡地域の古文書・石造物・景観 －地域文化遺産の情報化－

編 集 東 昇（京都府立大学文学部歴史学科准教授）

竹中 友里代（同 特任助教）

発 行 京都府立大学文学部歴史学科

〒 606-8522 京都市左京区下鴨半木町 1-5

発行日 2011年3月31日

印 刷 三星商事印刷株式会社

〒 604-0093 京都市中京区新町通竹屋町下ル